

# 「東日本大震災における天皇の象徴表現： 報道データを中心に」

2014年5月23日  
田川寛之（筑波大学）

# 報告の構成

---

- ▶ 災害と象徴
- ▶ 自然災害時における天皇の行為の意味
- ▶ 分析:「東日本大震災ニュース分析」報道見出しから
- ▶ まとめ

# 「象徴」としての天皇

- ▶ 明治憲法では「統治権の総攬者」であり、陸海軍を統帥する「大元帥」であったが、日本国憲法下では国政の権能を有しない。そのため、政策過程におけるアクターとしての役割を持つことはない。
- ▶ 憲法1条には「日本国・国民統合の象徴」と明記され、「主権の存する日本国民の総意に基く」とある。
  - \* 天皇の地位は、国民主権のもとで成り立つという論理構成。国民統合の役割を担う。
- ▶ 憲法4条には「天皇は、この憲法に定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」とある。
  - \* 10件の「国事行為」以外の天皇の行為は、国家機関の成さない論理構成。

憲法上の規定により、外観的には君主“的”地位を有する。そのため「国事行為」ではないが、自然人としての天皇の行為(私的行為)でもない、というグレーゾーン上の行為(「天皇の公的行為」)が発生する。「天皇の公的行為」には、天皇の象徴的性質が連関しており、そのあり方や取扱いをめぐる政治が生じうる。

# 災害と「天皇の公的行為」

---

## ▶ 「天皇の公的行為」をめぐる長い法学的論争

多数説は「三元行為説」。「二元行為説」や「五元行為説」等も存在するが、論争の意図は、国家機関としての国家君主の機能と、自然人としての天皇個人の人格の切り分けを行なうことで、天皇の行為ルール確立を図ることにあつた。三元行為説は多数説ではあるものの、結局のところ、「公的行為」のなかでさらに整理を行う必要性が生じており、社会的合意事項足り得ているとは言い難い。

## ▶ 災害時の天皇の振る舞いは「公的行為」?

「国事行為」ではない。かといって自然人として災害時に対応するのでもない。よって、天皇が自然災害発生時に表出する振る舞い(お見舞い、金一封下賜、視察等)もまた「公的行為」である。機能的側面に注目すれば、災害によって生じる亀裂(主として「被災者・被災地とその他」の間の、経済的・社会的・政治的な亀裂)を、利益分配・再分配のメカニズムによることなく(政治過程との断絶)、社会心理的な仕方(権威的?)によって社会統合の回復を図ることが、現憲法下における災害時の「天皇の公的行為」の目的。

天皇は国家機関としてではなく、国家の存する社会空間の統合を伝統的に担ってきた「社会君主(兵藤2007)」としての権威と象徴性を背景に、社会統合を図る存在。

# 天皇をめぐる近年の研究動向

---

## ▶ 規範的アプローチ

法学を中心とする。男系男子の断絶懸念から生じた皇統問題(男系・女系問題、旧宮家復帰問題)や政権による「政治利用」問題を核として、規範的な行為分類論が依然として主流。

## ▶ 歴史的アプローチ

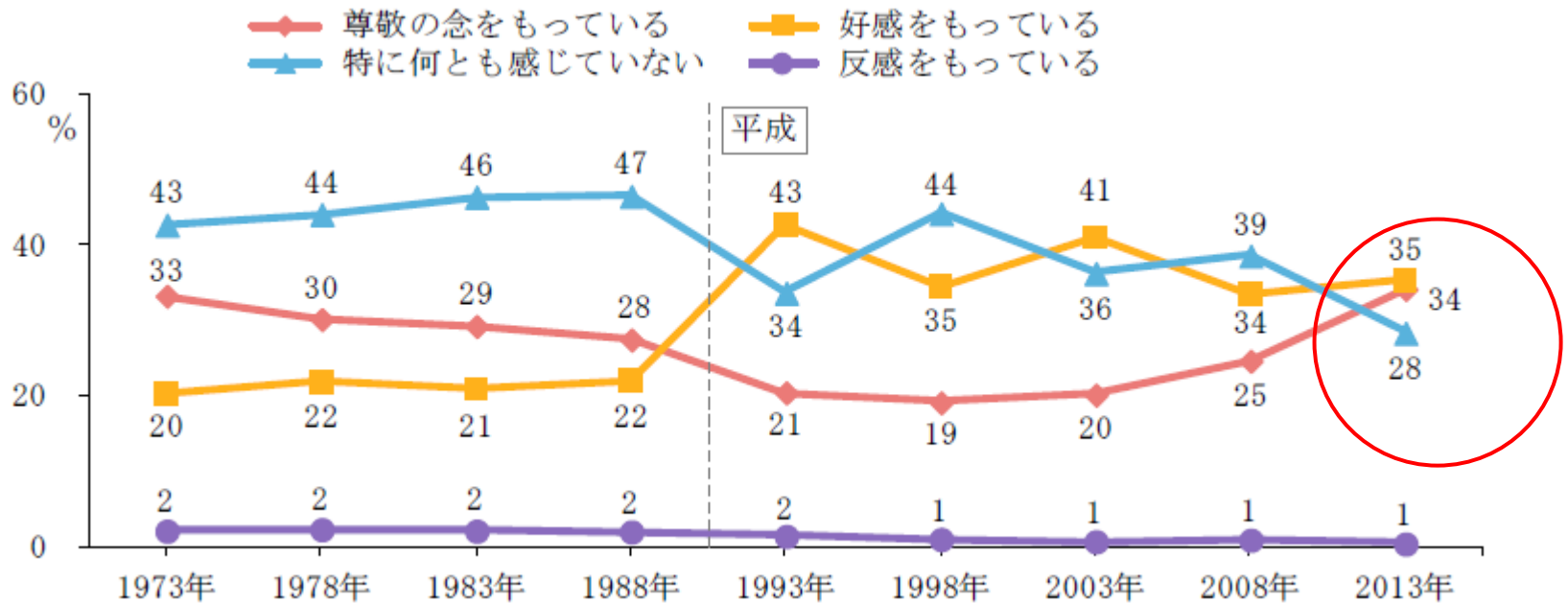
河西(河西2010)や富永(富永2010)に代表的。戦後の象徴天皇制について、いくつかの事例と議論を抽出しながら、その象徴性が社会的に構築される過程を歴史的に捉えたもの。

## ▶ 行動論的アプローチ

坂本孝治郎の巡幸研究(坂本1989)は、天皇の行為を象徴天皇制の「パフォーマンス」ととらえて実証を試みる行動論として捉えられる。ただ、行動論は依然として少ない。東日本大震災後にも論文(坂本2012)が存在

行動論的アプローチには発展可能性あり、とみる。現実として、震災後、活発なお見舞い等活動が生じており、その活動がどのように象徴天皇制と関連し、社会統合に実際のインパクトを有しているのかについて、行動論的に検討することは有用ではないか。

# 震災後の天皇に対する世論



## NHK放送文化研究所「第9回「日本人の意識」調査 結果概要

- 調査時期: 2013年10月19-20日
- 調査方法: 個人面接法(全国の16歳以上の国民5,400名: 層化無作為二段抽出)
- 回答率: 56.9%(N=3,070)

今上天皇に対する世論は、好感から尊敬へと態度の積極化がみられる(震災前から上昇傾向?)。こうした「世論」が象徴天皇制を社会側で支えている。特に震災前後の変化は、震災時における天皇の振る舞いと結びつくと考えられることから、その振る舞いの内実を検討することが求められる。

# 亀裂の表象：「天譴論」

## ▶ 関東大震災(1923年)と「天譴論」

関東大震災にあっては、渋沢栄一を嚆矢として「天譴論」(災害を天による民への罰と捉える考え方)が広がった。当時の知識人階級の間では「天譴」に対する肯定と否定の論争が巻き起こった。その背景には、第一次大戦後不況と社会主義思想の普及による“社会秩序の弛緩”があり、社会状況への個人の認識によって議論の立脚点が異なった。

## ▶ 石原慎太郎・東京都知事の「天罰」発言

「・・・石原知事は「アメリカのアイデンティティーは自由。フランスは自由と博愛と平等。日本はそんなものはない。我欲だよ。物欲、金銭欲」と指摘した上で、「我欲に縛られて政治もポピュリズムでやっている。それを(津波で)一気に押し流す必要がある。積年たまった日本人の心のあかを」と話した」(『朝日新聞』2011年3月14日)

巨大な自然災害では生じやすい言説(災害自体は理由なく生じるため、事象への認知・意味づけが重要)か？石原発言は、村井・宮城県知事を始め批判報道が相次いだ。「天譴」においては、被災者(被災地)とそれ以外、という亀裂の軸があり、軸に対する個人の認識によって、憐憫感情や憤怒感情が容易に想起しうる社会秩序の危機が発生する。そうした秩序危機において、象徴の振る舞いが沈静化に貢献するのではないか。

# 象徴天皇の歴史的文脈

---

## ▶ 「象徴天皇制」をめぐる戦後日本社会の文脈性

### 関東大震災時

国家機関としての天皇（「国家君主」）＝政治的紛争調整の頂点でありながら無答責。紛争調整メカニズムを政治家・官僚制が担うのは現在と同様だが、**「社会君主」性が「国家君主」性と制度的、宗教的に一体**であり、「国家君主」としてしか社会統合の機能を果たすことはできない。結局のところ、災害時の秩序維持は権力的手段が用いられた（非常大権＝戒厳）。

### 戦後「象徴天皇制」

天皇は国家機関として災害に対処する権限を持たず、宗教的一体性も喪失しているため、「社会君主」性すなわち権威によってしか対処しえない。しかし、**こうした「国家君主」と「社会君主」の分離が、かえって天皇による社会統合の機能を活性化させ、秩序維持に社会心理的手段を多用させることに繋がり**（お見舞い等）、結果として貢献していると考えられる（ただし、マクロ的検証は困難であろう）。

東日本大震災は後者の文脈の中で起こっている。秩序危機への社会心理的な対処の仕方は、**天皇の行為（①行動、②発話）と③社会過程（伝播、受容、反応）において立ち現われる**はずである。

---



# 問題意識と仮説

---

## ▶ 坂本行動論の弱点

「社会君主」としての公的行為のうち、巡幸と儀礼に焦点をあてているが、それは①行動と②発話に限られており、③社会過程(伝播、受容、反応)が射程に捉えられていない。天皇をめぐる①②③を総体的に捉える工夫が必要である。

①については坂本の研究(坂本2010)がある。しかし、②③を包含するならば「報道」を射程に捉えることが有用ではないかと考える。戦後「象徴天皇制」において、報道(新聞、雑誌、テレビ)が、報道を通じた天皇人格と国民との社会心理的關係(“交歓”)の演出が重要な機能を担ってきたからである。

(ただし、それは「社会統合」そのものを証明しない。社会統合は帰結だからである)

## ▶ 操作的には・・・

「震災報道において、天皇の振る舞いはどのように立ち現われているのか」

<仮説1> 震災報道における天皇報道の割合は高い。

<仮説2> 震災報道における天皇報道には天皇による行為の顕示が伴う。

<仮説3> 震災報道における天皇報道には国民からの反応が伴う。

# 「東日本大震災ニュース分析」

北本研究室(国立情報学研究所)の作成「東日本大震災アーカイブ」のなかのサイト

<http://agora.ex.nii.ac.jp/earthquake/201103-eastjapan/mass-media/>

<http://agora.ex.nii.ac.jp/earthquake/201103-eastjapan/311memories/>

- ▶ 収集記事数: 372, 619件(2011年3月11日～2014年5月22日時点まで)
- ▶ 収集対象サイト: ヤフーニュース
  - \* ヤフーニュースへの出稿媒体は次頁参照)
- ▶ 掲載記事から下記条件を満たす記事をアーカイブ化。
  1. 「地震」「震災」という単語を含む(2011年3月12日～)
  2. 「津波」という単語を含む(2011年4月5日～)
  3. 「原発」「原子力発電所」「東電」「東京電力」という単語を含む(2011年4月5日～)
  4. 東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)およびその関連トピックスに掲載された記事(2011年4月14日～ヤフーニュースのリニューアルで現在は停止)

当サイトでは、一日の重要キーワード上位10件を公開している。キーワードは自然言語処理によって記事を単語に分解し、単語統計から「他の日にはあまり出現せずこの日にたくさん出現するもの」を重みづけるアルゴリズムにより、自動的に抽出し表示している。

結果として、東日本大震災の時系列的展開を追跡するうえで有用。

# 考慮を要する点

## データベース自体の持つバイアス

- ▶ 記事内容は公開されておらず、「見出し」を確認できるとどまること。
- ▶ 作成者のプログラミング手続きによる欠落(作業、プログラムによる取得失敗(3月19日頃の作業ミス、4月5日・14日以前の記事情報の一部))

詳細は参照 <http://agora.ex.nii.ac.jp/earthquake/201103-eastjapan/mass-media/>

## ヤフーニュース(引用元)のバイアス

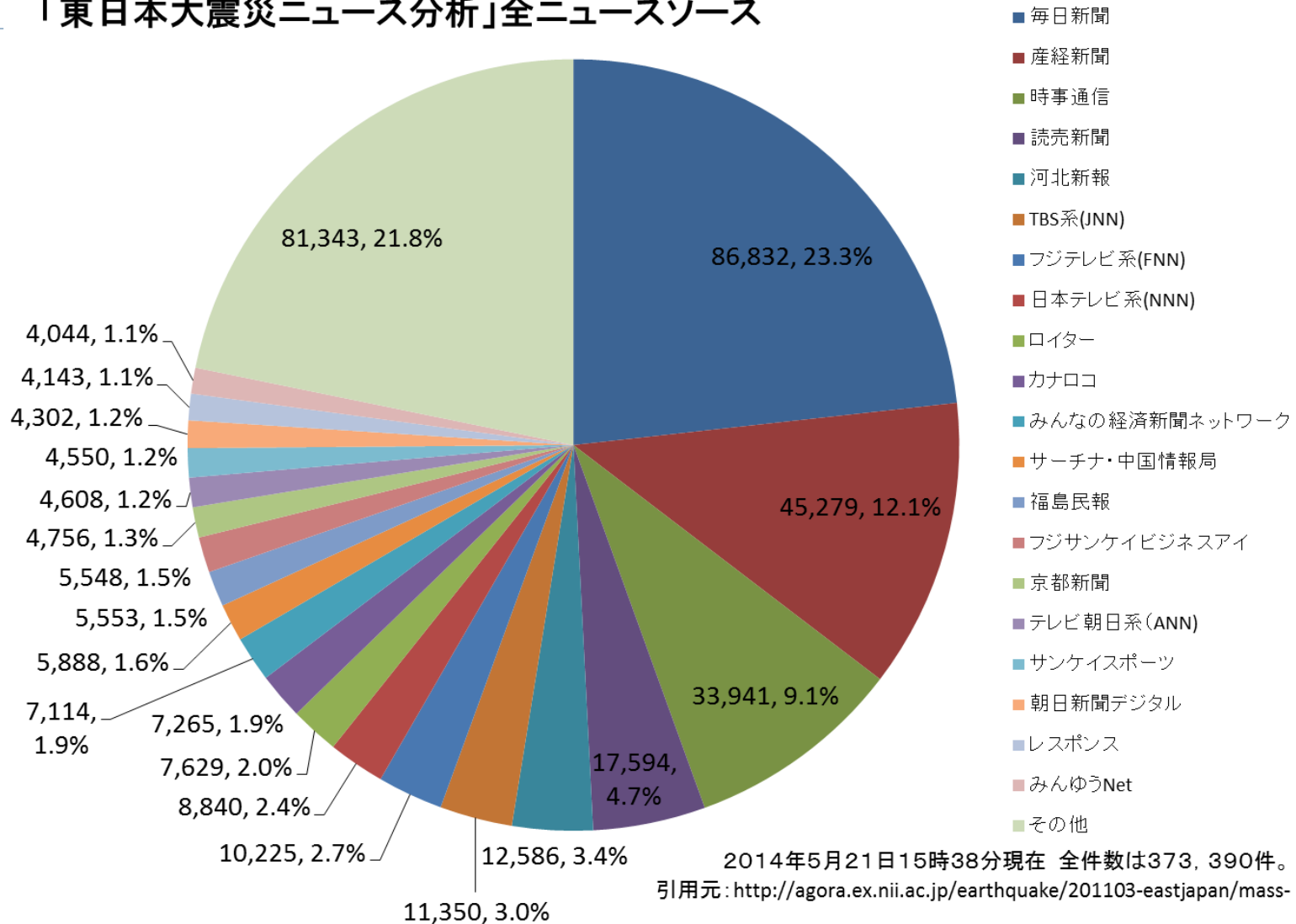
- ▶ ニュース編集プロセスによるバイアス(編集者の思考)
- ▶ ニュースサイトと出稿媒体との関係性(出稿価格、報道領域)
- ▶ 出稿媒体の持つ差異(全国紙、地方紙、テレビ報道、雑誌報道、ウェブメディア)

ビッグデータの8割が「非構造化」データであるとされ、構成要素(映像・音声等)が多様であることから、分類化、体系化が困難であるとされる(村上:2010)。当該データベースもそうした「非構造化データ」を作成者が自ら分類、体系化を行なっているが、二次利用にあたっては、研究目的に即した再整理・細分類の方法が検証可能であることが必要。

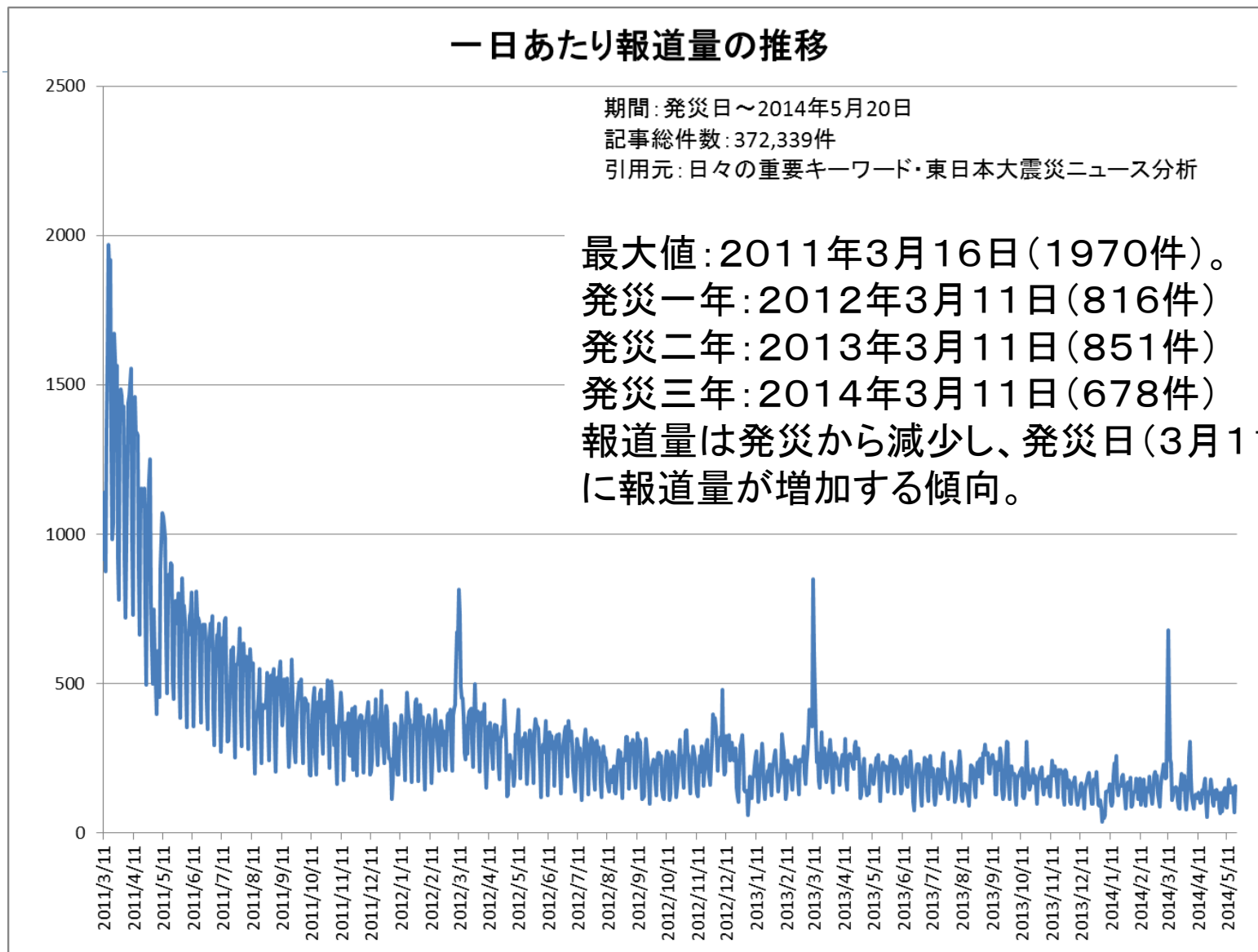
**\* 本日報告は「見出し」情報に即して構成されていることに留意。**

# 全記事出稿媒体の構成

## 「東日本大震災ニュース分析」全ニュースソース



# 全報道量（一日あたり）の推移



# 全報道量に占める皇室報道

順位	索引語	件数
1	東日本大震災	190,577
2	行う	100,585
3	震災	99,173
4	受ける	89,832
5	事故	80,880
6	発表	80,821
7	話す	76,626
8	日本	76,531
9	復興	75,497
10	原発	75,417
11	前	72,219
12	影響	72,126
13	支援	71,261
14	東京	69,257
15	被災地	66,781
16	福島	66,030
17	人	65,971
18	予定	60,100
19	思う	58,941
20	東京電力	58,788
	⋮	
3580	陛下	1,721
	⋮	
3652	天皇	1,682
	⋮	
3927	皇后	1,532

全報道量(ここでは2014年5月20日時点:373, 390件)のうち、索引語(キーワード)ヒット件数上位20位は右の通り。記事間の重複があるため、検索語ヒット件数と全報道量は一致しない。

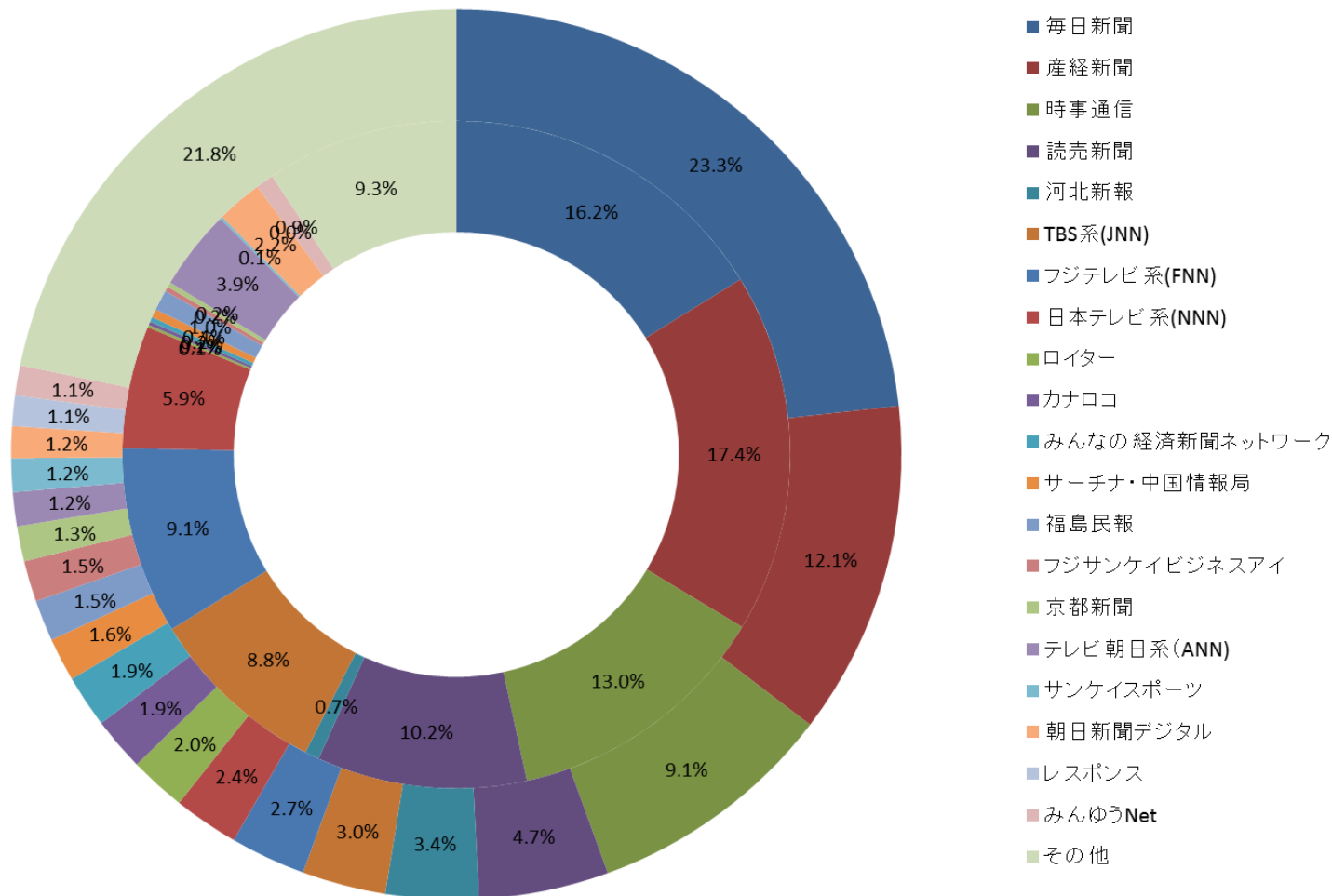
皇室報道に関連するキーワードは「陛下」が最も多く、「天皇」「皇后」「天皇陛下」「皇太子」の順に続く。

## 皇室・天皇関連の検索語ランキング

索引語	件数
陛下	1,721
天皇	1,682
皇后	1,532
天皇陛下	1,123
皇太子	1,001
宮内庁	941
皇室	445
秋篠宮	386
皇族	306
高円宮	209

# 皇室報道の出稿傾向

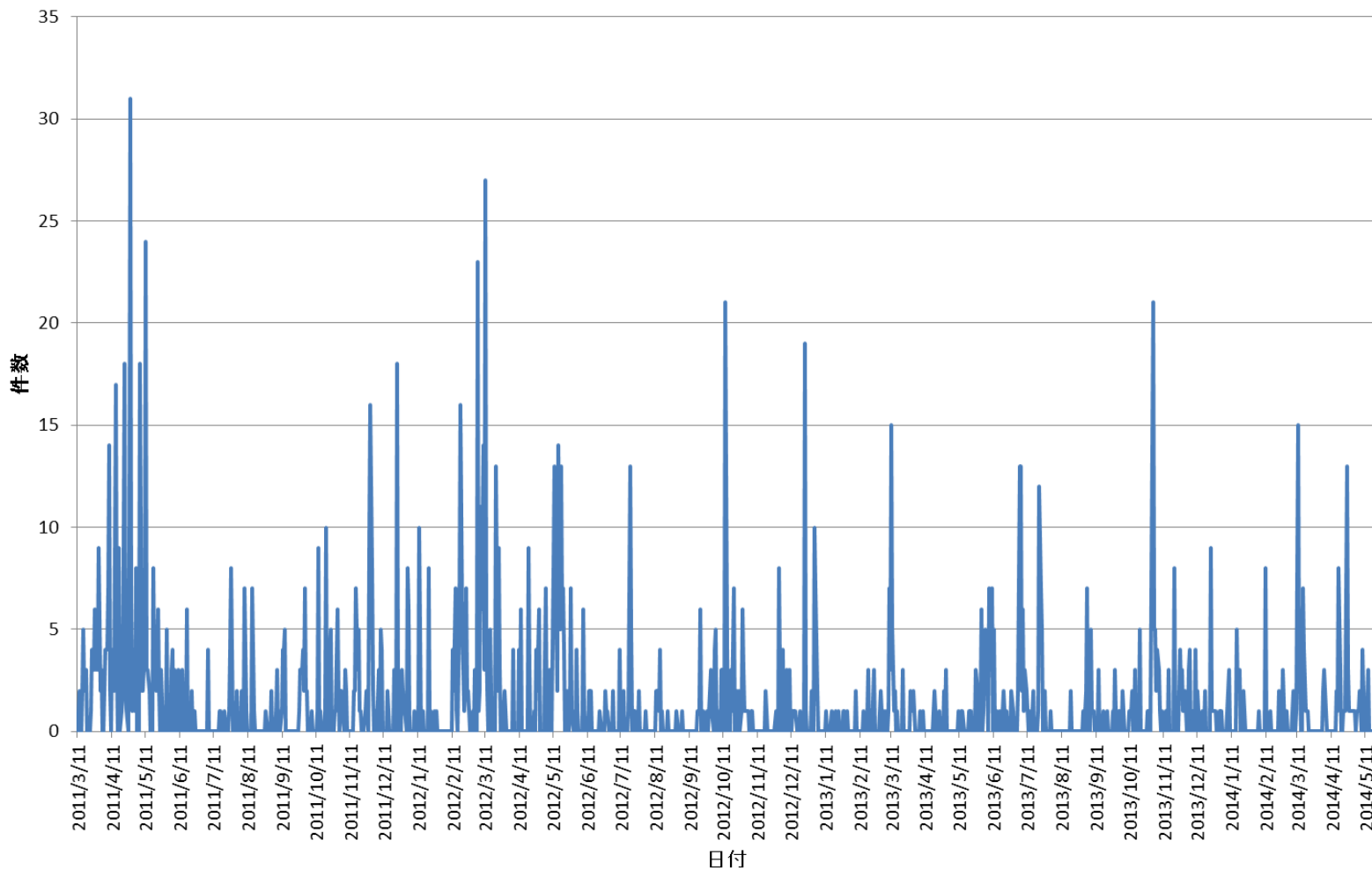
--- 「陛下」報道量のニュースソース(全体報道量との比較)



内側の円が皇室報道(「陛下(1,719件)」)  
の出稿比率。

# 皇室報道量の推移

一日あたり報道量「陛下」





# 皇室報道の「出現率」

皇室報道の一日報道量に対する「出現率」はどうか？

- ▶ 索引語「陛下(1,719件)」の一日あたり出現数を、一日あたり前報道量で除した「出現率」をランキング化した(出現率3%超:1~40位まで)。
- ▶ 40位以降は「陛下」報道量が10件/日を超えるもの、及び、発災半年日(2011. 9. 1)を加えてある。
- ▶ 詳細は別添資料を参照のこと。

<出現率1~40位の日々の報道時期>

第一期間(2011. 3. 11~2011. 9. 10): 1件

第二期間(2011. 9. 11~2012. 3. 10): 5件

第三期間(2012. 3. 11~2013. 3. 10): 16件

第四期間(2013. 3. 11~2014. 3. 10): 14件

(\*参考)第五期間(2014. 3. 10~) : 5件

第三、第四期間のように、発災から時間が経過するにつれて「出現率」は増える。全体報道量の減少と比べ、皇室報道は定例化しているものもあり、同様の傾向を示さない。

\*ただし、41位以降を確認すると、第一(8件) > 第二(4件) > 第四(1件) > 第三(0件)。第一期間中は全体報道量が多いため、報道量に比べて「出現率」は低くなる。

# 何が報道されているか

「出現率」上位となるのは、皇室の“何”を報道している場合か？

- ▶ 「出現率」1~40位を報道「見出し」に即して分類すると、以下のようになる。
- ▶ 別途添付資料参照

<出現率1~40位の日における報道の種類>

定例行事 : 10件(春・秋の園遊会、新年一般参賀、新年所感、植樹祭出席)

被災地訪問: 8件(岩手県、宮城県、福島県、長野県へのお見舞い)

誕生日 : 6件(天皇誕生日、皇后誕生日、皇太子妃誕生日)

外交儀礼 : 5件(訪英、米大統領との会見、クウェート首長との会見)

皇室事情 : 5件(天皇手術、皇太子成婚20年)

震災行事 : 5件(チャリティコンサート、演奏会、展示会、追悼式典)

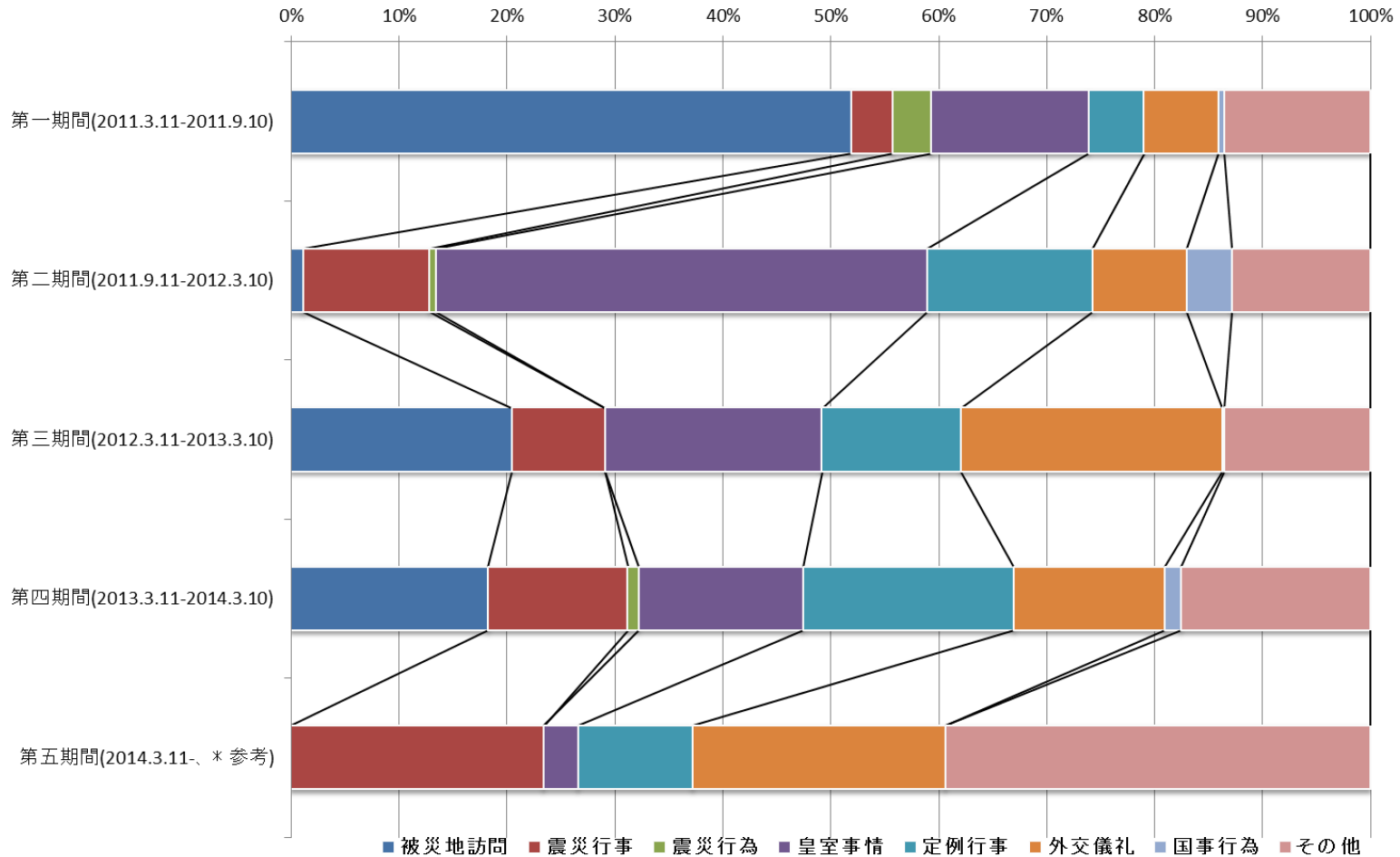
その他 : 1件(天覧競馬)

被災地訪問や震災行事が行われると、皇室報道の“存在感”は高まるものの、直接的に震災とは関連しない定例行事、誕生日、外交儀礼、さらにセンセーショナルな皇室事情に関する報道の割合も多い。

\*ただし、41位以降では、被災地訪問(6件) > 震災行事(2件) > 外交儀礼(1件) > 皇室事情(1件) = 誕生日(1件) = 定例行事(1件) = その他(1件)である。

# どのような内容か？①：報道の種類

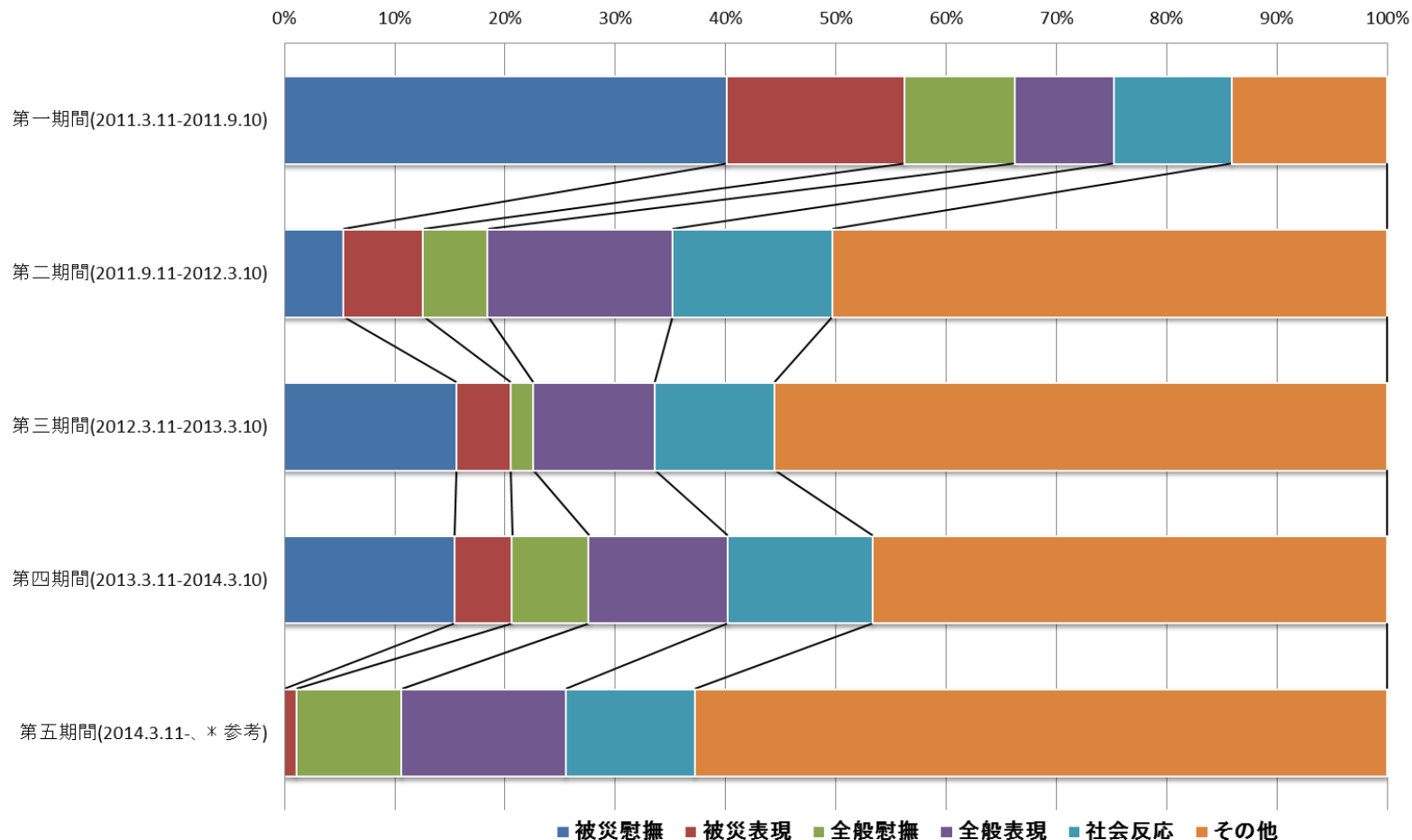
報道の種類(「陛下」報道量データから)



期間によって報道傾向が異なる。第一期間は「被災地訪問」、第二期間は「皇室事情」、第三期間は「外交儀礼」、第四期間では「定例行事」の割合がそれぞれもっとも高い。

# どのような内容か？②：行為の顕示

報道内容の質（「陛下」報道量データから）



期間によって報道傾向が異なる。第一期間は「被災慰撫」、第二期間は「全般表現」、第三、第四期間では再び「被災慰撫」の割合がそれぞれもっとも高い。

# ①・②のクロス表

	被災慰撫	被災表現	全般慰撫	全般表現	社会反応	その他
皇室事情	4.8%	30.6%	1.9%	29.7%	16.3%	30.2%
被災地訪問	90.1%	51.5%	0.0%	2.4%	11.0%	0.0%
外交儀礼	0.3%	0.7%	0.0%	18.9%	0.0%	28.2%
定例行事	0.0%	9.7%	19.8%	12.7%	9.6%	19.2%
震災行事	3.8%	3.7%	53.8%	27.4%	2.9%	4.4%
国事行為	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	3.1%
震災行為	0.0%	3.7%	0.0%	4.7%	1.4%	0.3%
その他	1.0%	0.0%	24.5%	4.2%	58.4%	14.7%
N	312	134	106	212	209	746

- 「被災慰撫」は、もっぱら被災地訪問（“被災者を「見舞った」”）に多くあらわれる。
- 「被災表現」も同上（“被災者を激励”）。皇室事情（“被災者への配慮”）でも表象。
- 「全般慰撫」は震災行事、定例行事に存在誇示（ご出席、ご鑑賞）という形で表象。
- 「全般表現」は皇室事情、震災行事、外交儀礼において、社会大の配慮（“国民への期待”“代表者としての謝礼”）という形を通じて表象される。
- 「社会反応」は皇室事情、被災地訪問、定例行事において現れる。

行為の種類により、表現の様式は使い分けられている？（分類方法の問題もあり得る）  
 天皇と社会との間に“交歓”が演出される際には「社会反応」が添えられる傾向がある。  
 対外的にも、“震災支援の感謝”という形で表現がなされ、国家代表的な側面も見える。

# 観察によるまとめ（暫定）

---

▶ <仮説1> 震災報道における天皇報道の割合は高い  
棄却。

▶ <仮説2> 震災報道における天皇報道には天皇による行為の顕示が伴う  
再検討の余地。

行為の顕示は、被災地慰問・震災行事だけでなく、定例行事や外交儀礼、さらに皇室事情のなかにそれぞれ現れる。

行為の顕示は、①慰問、出席等の「慰撫」行為と、②激励、歓談等の「表現」行為に分類可能。

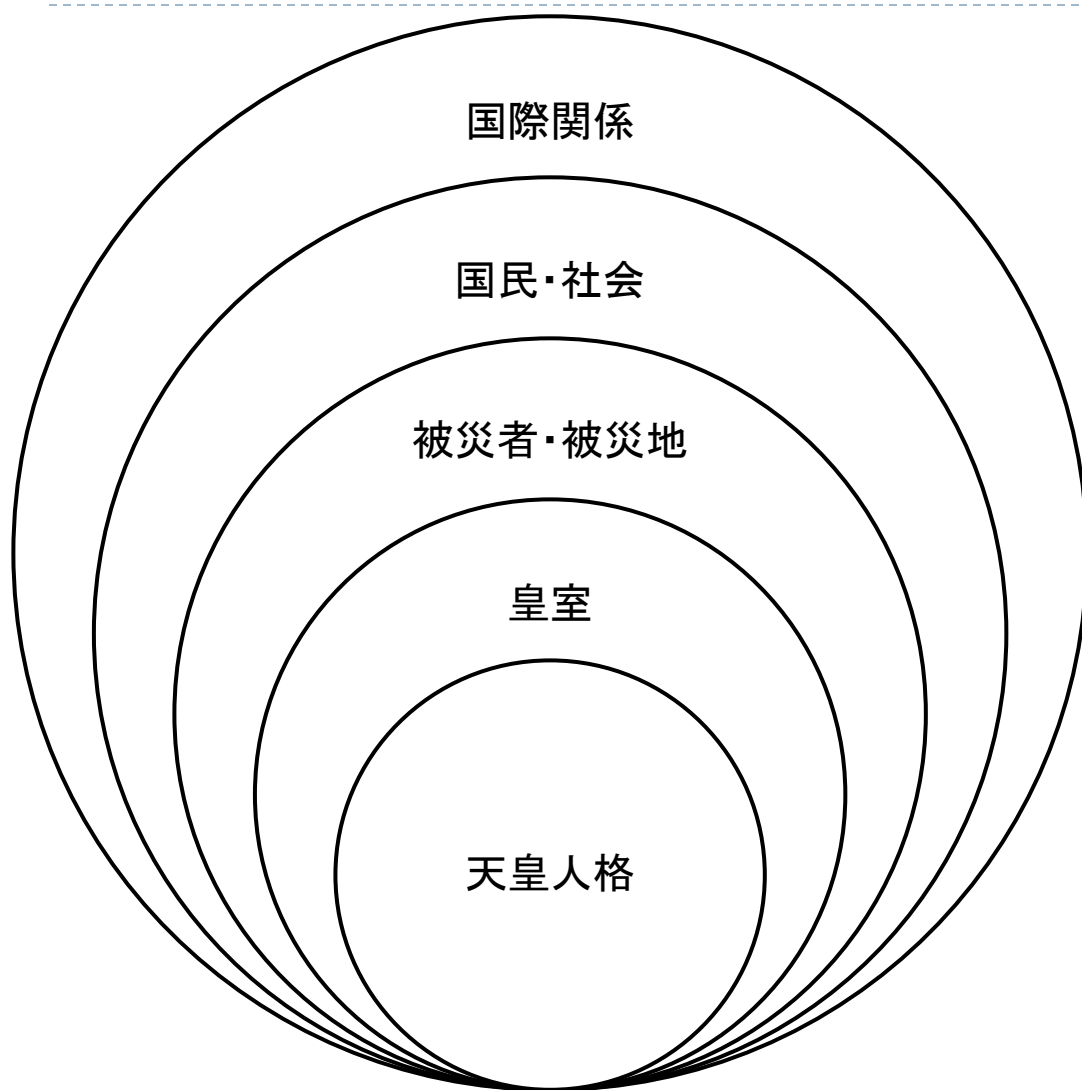
行為の顕示は、被災者・被災地に“寄り添う”より具象的な仕方と、国民・社会一般に“期待”する抽象的な仕方として現れる。

行為の顕示は、被災者・国民にとどまらず、対外的（外交儀礼）においても現れる。

▶ <仮説3> 震災報道における天皇報道には国民からの反応が伴う  
再検討の余地。

被災地慰問における反応の割合は一定程度存在するものの皇室事情より低く、定例行事と比べても顕著に高いわけではない。

# 東日本大震災を通じた社会統合の構造



「円環」をめぐるって・・・

- ・全体観察(報道レベルによる)
- ・一般行為(報道レベルによる)
- ・一般交歓(報道レベルによる)
- ・当事者行為(参加による)
- ・当事者交歓(当事者による)
- ・皇室内部(内側の内側)

の過程があり、その過程を通じて、  
全体として秩序危機を防止し社会統合を維持するメカニズムが作用した???

# (参考) 民主党政権の見解：2010年2月

## 【天皇の公的行為について】

1. いわゆる天皇の公的行為とは、憲法に定める国事行為以外の行為で、天皇が象徴としての地位に基づいて、公的な立場で行われるものをいう。天皇の公的行為については、憲法上明文の根拠はないが、象徴たる地位にある天皇の行為として当然認められるところである。
2. 天皇の公的行為は、国事行為ではないため、憲法にいう内閣の助言と承認は必要ではないが、憲法第4条は、天皇は「国政に関する権能を有しない」と規定しており、内閣は、天皇の公的行為が憲法の趣旨に沿って行われるよう配慮すべき責任を負っている。
3. 天皇の公的行為には、外国賓客の接遇のほか、外国ご訪問、国会開会式にご臨席になりおことばを述べること、新年一般参賀へのお出まし、全国植樹祭や国民体育大会へのご臨席など、様々なものがあり、それぞれの公的行為の性格に応じた適切な対応が必要となることから、統一的なルールを設けることは、現実的ではない。
4. したがって、天皇の公的行為については、各行事等の趣旨・内容のほか、天皇陛下がご臨席などをすることの意義や国民の期待など、様々な事情を勘案し、判断していくべきものと考える。
5. いずれにせよ、内閣は、天皇の公的行為が憲法の趣旨に沿って行われるよう配慮すべき責任を負っており、今後とも適切に対応してまいりたい。



# 参考文献・論文

- エーデルマン、マーレー(法貴良一訳)(1998)『政治の象徴作用』中央大学出版部
- 遠藤興一(2013)「象徴天皇制とその慈惠的性格について」『明治大学社会学・社会福祉学研究』140号
- 尾原宏之(2012)『大正大震災:忘却された断層』白水社
- 河西秀哉(2010)『「象徴天皇」の戦後史』講談社選書メチエ
- 金子勝(2012)「東日本大震災と天皇:日本の“あり方”を問う歴史の転換点としての「3・11」」『立証法学論集』45巻2号
- 坂本孝治郎(2012)「象徴天皇制の儀礼構造:関係儀礼に見るソフトパワーの動態」『東洋文化研究』14号
- 坂本孝治郎(1989)『象徴天皇制へのパフォーマンス:昭和期の天皇行幸の変遷』山川出版社
- 茶谷誠一(2012)「象徴天皇制の君主制形態をめぐる研究整理と一考察:国宝学的方法論と「君主制の歴史的・社会的機能」論の視角から」『成蹊大学文学部紀要』47号
- 筒井清忠(2011)『帝都復興の時代:関東大震災以後』中央公論新社
- 富永望(2010)『象徴天皇制の形成と定着』思文閣出版
- 内閣官房(2012)『皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理』
- 兵藤守男(2007)「天皇の行為分類」『法制理論』39巻2号
- 村上圭子(2013)「「震災ビッグデータ」をどう生かすか:災害情報の今後を展望する」『放送研究と調査』1月号
- 村松岐夫・伊藤光利・辻中豊(1998)『日本の政治 第2版』有斐閣
- ルオフ、ケネス(高橋紘監修、木村剛久・福島睦男訳)(2003)『国民の天皇:戦後日本の民主主義と天皇制』共同通信社
- NHK総合文化研究所(2013)『「第9回 日本人の意識」調査』
- 『朝日新聞』
- 『東日本大震災ニュース分析』

ご清聴ありがとうございました

田川寛之（筑波大学）  
tagawashi2010@gmail.com